

札幌都心まちづくりプラットフォーム公共的空間活用会議会則

(名称)

第1条 当会は、「札幌都心まちづくりプラットフォーム公共的空間活用会議」と称し、企業・団体等による会員から構成するものであり、札幌市が運営する。

(事務局)

第2条 当会の事務局は、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室（札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎5階）に置く。

(目的)

第3条 当会は、札幌都心におけるプレイスメイキングや公共的空間活用に係る実証実験（以下「プロジェクト」という。）などの企画立案等を行い、もって、札幌都心の魅力と価値の向上及び第2次都心まちづくり計画（平成28年5月札幌市策定）の実現を図り、札幌・北海道の発展に寄与することを目的とする。

(会員及び入会手続き)

第4条 会員は当会の目的に賛同し、次に掲げる要件を満たす企業・団体・個人とする。

- (1) 都心まちづくりに関する事業活動を行う企業・団体・個人
- (2) 都心において事業活動を行い、都心まちづくりに関心を持つ企業・団体
- (3) その他、都心まちづくりに関する学識経験や実績を有する個人

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業種又は企業・団体・個人は当会へ入会することができない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業・団体及び同条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (3) 各種法令等に違反している企業・団体・個人
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業・団体・個人
- (5) 社会問題を起こしている業種又は企業・団体・個人
- (6) 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業・団体・個人
- (7) その他前各号に準ずる業種又は企業・団体・個人

3 当会に入会しようとする者は、前2項に規定する要件を確認のうえ、所定の入会申請書（別記様式1）を事務局に提出するものとする。

4 事務局は、前項の規定により入会の申請があったときは、その内容を確認し、第4条第1項の要件を満たし、かつ第4条第2項各号に該当しないと認めた場合は、これを承認し、書面をもって申請者に通知する。

5 事務局は、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって申請者に通知しなければならない。

6 事務局は、会員名簿を作成し、一般に公開する。

(活動)

第5条 当会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員の交流及び活動する場の継続的な設置、運営
- (2) プロジェクトの企画立案
- (3) 都心まちづくりに関する情報の集約・発信
- (4) その他当会の目的達成に必要な活動

(プロジェクトの対象区域)

第6条 プロジェクトを実施する区域は、第2次都心まちづくり計画における計画対象区域とする。



(入会金及び会費)

第7条 当会の入会金及び会費は、無料とする。

(登録事項の変更)

第8条 会員は、登録情報に変更が生じた場合、事務局へ会員情報変更申請書（別記様式2）を提出するものとする。

(退会)

第9条 退会を希望する会員はいつでも退会することができ、その場合は、事務局へ退会申請書（別記様式3）を提出するものとする。

2 事務局は、会員が次のいずれかに該当することとなった場合は、退会させることができる。

- (1) 公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 当会に入会後、第4条第2項各号に掲げる業種又は企業・団体・個人に該当することとなった場合
- (3) 虚偽その他不正な手段によって会員となった場合
- (4) その他、会員として相応しくない行為を行った場合

(事業検討チーム)

- 第 10 条 当会の会員は、第 3 条の目的の達成に向け、プロジェクトを企画立案する場として、プロジェクトごとに事業検討チームを設置することができる。
- 2 事業検討チームは、発起する会員が、事業検討チームに参加する会員を募り、構成する。なお、当該事業検討チームに当会の会員以外が参加することを妨げない。
- 3 事業検討チームは、プロジェクトを企画立案する。ただし、事業検討チームはプロジェクトの実施・運営は行わない。
- 4 事業検討チームは、随時、活動状況等を当会に報告しなければならない。
- 5 当会は、事業検討チームにおいて企画立案されたプロジェクトの実施に伴う責任を負わない。

(個人情報)

- 第 11 条 事務局は会員の個人情報を配布物の送付、各種通知、会員管理など当会の目的達成に必要な範囲を超えて利用しない。

(会則の変更)

- 第 12 条 事務局は、本会則について、会員の承諾なく変更できるものとし、変更後は直ちに全ての会員に適用されるものとする。
- 2 本会則を変更した場合、事務局は会員に対し、文書等で通知するものとする。

(その他)

- 第 13 条 この会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は事務局が別に定める。